

広島県水道広域連合企業団告示第 12 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定によって、令和 9 年度及び令和 10 年度において、広島県水道広域連合企業団が発注する建設工事等（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する建設工事及び水道施設の維持管理、修繕、保守又は点検業務をいう。）の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及びその資格審査に係る申請手続等について次のとおり定めた。

令和 8 年 10 月 1 日

広島県水道広域連合企業団企業長 横 田 美 香

1 入札参加資格

別表第 1 の区分について、次に掲げる事項を総合的に審査する。なお、審査に際しては、広島県が令和 9 年度及び令和 10 年度建設工事等入札参加資格において審査した結果を用いる。

(1) 客観的審査事項

平成 20 年国土交通省告示第 85 号（法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件）に規定する項目

(2) 主観的審査事項

広島県の令和 9 年度及び令和 10 年度建設工事等入札参加資格における主観的審査事項とする。ただし、別表第 1 の土木一式工事、電気工事、管工事、機械器具設置工事、電気通信工事及び水道施設工事の 6 業種の区分は除く。

2 入札参加資格の審査に係る申請手続

(1) 申請を行うことができない者

広島県の建設工事等入札参加資格の認定を受けていない者。ただし、広島県の建設工事等入札参加資格審査の申請中（認定審査中）の者は除く。

(2) 申請手続

入札参加資格の審査を受けようとする者は、電子申請（県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子申請システム」という。）を使用して申請を行うことをいう。以下同じ。）を行うものとする。

ア 申請方法

電子申請システムで定める様式によって作成した電磁的記録を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させることにより申請を行うものとする。

イ 申請期間

令和 8 年 11 月 2 日（月）から令和 8 年 11 月 20 日（金）までに電磁的記録を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させなければならない（期日まで

に記録しない場合は、申請全体を無効とする。))。

なお、追加申請期間は、別に告示する。ただし、一般競争入札等に係る追加の入札参加資格の申請については、企業長が必要と認めるときは随時行うことができるものとする。

3 入札参加資格認定の通知

入札参加資格の認定をしたときは、これを申請者に通知する。

4 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行う。

入札参加資格の取消しを受けた者は、令和9年度及び令和10年度において再び入札参加資格審査の申請をすることができない。また、令和11年度以降についても、その取消しの日から24か月を経過する日までは、入札参加資格審査の申請をすること及び入札参加資格の認定を受けることができない。

5 入札参加資格の有効期間

この告示で定めるところにより認定する入札参加資格は、その認定の日から令和11年5月31日まで有効とする。ただし、令和11年6月1日以降においても令和11年度の入札参加資格の認定が行われていないときは、令和11年度の入札参加資格が認定される日まで有効とする。

6 その他の事項

この告示で定めない事項については、必要に応じて企業長が定める。

別表第 1

入札参加資格の区分
土木一式工事
プレストレストコンクリート工事
建築一式工事
大工工事
左官工事
とび・土工・コンクリート工事
法面処理工事
石工事
屋根工事
電気工事
管工事
タイル・れんが・ブロック工事
鋼構造物工事
鋼橋上部工事
鉄筋工事
舗装工事
しゅんせつ工事
板金工事
ガラス工事
塗装工事
防水工事
内装仕上工事
機械器具設置工事
熱絶縁工事
電気通信工事
造園工事
さく井工事
建具工事
水道施設工事
消防施設工事
清掃施設工事
解体工事